

Title	〔商法四三〕 増資の際の「見せ金」による払込とそれに対応する払込金領収証の効力 (東京地方昭和三七年五月二二日判決)
Sub Title	
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Yasuichirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1965
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.38, No.4 (1965. 4) ,p.83- 88
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19650415-0083">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19650415-0083</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

〔商法 四三〕 増資の際の「見せ金」による払込と

それに対応する払込金領収証の効力

（東京地方昭和三十七年五月二日判決  
昭和三十一年（ワ）五三七八号株券引渡請求事件  
下級民集一三巻五号一〇二八頁）

【判示事項】 増資の際にいわゆる「見せ金」による株金払込がなされた場合、その払込に対して発行された領収証の新株発行登記後における効力

【参照条文】 商法二八〇条ノ九・同二八〇条ノ一三

【事実】 被告Y会社は、昭和三〇年一月五日の取締役会において九六〇、〇〇〇株の新株発行の決議をして、その手続をすすめたいが、当時Y会社の株式の価格は一株（額面五〇円）わずか三〇円足らずであったため、新株を引き受ける人が少く、払込期日までに現実に払込のあつたものは、わずか一九、六〇〇株ぐらいにすぎない有様であった。そのため、当時Y会社の支配人として事実上その経営の衝に当たっていた訴外Aは引受未済の新株全部をみずから引き受けることにしたが、都合上、Y会社の社員に名義を借りその名義で

右の株式を引き受け、昭和三十一年一月九日増資完了の登記をした。

しかし、Aは右の株金の払込をいわゆる「見せ金」によつて処理した上、引受社員あての株式申込証拠金領収証を作成し、これに引受社員名義で名宛人白地の譲渡証書を添附して、金融獲得のため、これを流通においた。その結果原告Xがこれを取得した。

Xは本訴を提起して、X所持の新株式申込証拠金領収証に対応する株式につき株主名簿をX名義に書き換えかつその株券を発行すべきことをもとめた。そしてその請求原因として、本件株式の譲渡は株券発行前の譲渡であるが株券譲渡については株式申込証拠金領収証（払込期日に株式払込金領収証にかわり、かつ、その末尾に本証と引き換えに株券を受領する受領証が添附されている）と譲渡証書との交付によつておこなわれる商慣習があること、また、右の譲渡

方法による株式の譲受人が株券の発行を請求した場合には、会社は引受人名義の株式につき株主名簿を譲受人名義に書き換え、かつ、その株券を発行する商慣習のあることを主張した。

Y会社は答弁として請求棄却の判決を求め、本件株式は昭和三〇年一〇月五日の取締役会の決議にもついで発行された新株の一部であるが、本件株式については払込期日をすぎても払込がなかつたので当然に失権したこと、かりに本件株式が失権していないとしても、Xの譲受は株券発行前のものであるから、会社に対してその効力を主張できないことを主張した。

【判旨】原告勝訴。

一、株式申込証拠金領収証または株金払込領収証は、これに名宛人白地の譲渡証書を添附することによつて転讓流通する商慣習があることは、裁判所に顯著な事実であるから、Xは適法に右株式申込証拠金領収証を取得したものと認めなければならない。

二、本件領収証発行の経緯に関する認定については、Aが本件新株の株金払込をいわゆる「見せ金」によつて処理した上、引受人員あてに領収証を発行したもので、「見せ金」による払込は払込たる効力がなく、従つて、発行された領収証は内容架空のものである。

三、AがY会社の社員名義で引き受けた株式については、その真実の引受人を何人と認むべきかの問題は暫く措くとしても、株金の払込期日までにその払込がなかつたことによつて失権し、その株式申込証拠金領収証は一応払込株金の裏づけを欠く一片の無価値の紙片たる観がないでもない。しかし、翻つて考えてみるに、新券発行

による変更登記があるにかかわらず、なお引受未済の株式がある場合には、取締役が共同してこれを引き受けたものとみなされるのであつて（引受欠陥による新株発行の無効をきたした場合は格別）右の株式申込証拠金領収証には、株金払込の何らの裏づけがないとするのは、必ずしも妥当とはいえない。もし、引受人とみなされる取締役名義の仮装の払込株金領収証が発行され、これにもついで株券が発行されたときは恐らくは何人もその有効性を疑わないであろう。けだし、この場合には取締役が株主たることに変わりはなく、ただ現実には、いまだ株金の払込がないにすぎないからである。本件がこれと異なるのは、単に株式申込証拠金領収証（これは払込期日において当然に株金払込領収証に変わるものである）の名義人が当初の引受人であつて、引受を擬制される取締役ではないといふことだけである。しかしかかる差異はその効果においても影響を与えるものといふべきであろうか。引受を擬制されるべき取締役は株式申込証拠金領収証を発行すべき権限を有し、その裏づけとしてみずから払込責任を負担するものである。かかる取締役がたまたま自己名義を用いず、当初の引受人名義を使用して株式申込証拠金領収証を発行したとしてもその理はあたかも他人名義で株式を引き受けたとひとしく、これを当該取締役にあてた株式申込証拠金領収証と解して毫もさしつかえがない。とすれば、引受を擬制される取締役が払込未済のうち株金払込領収証を発行した場合には、その宛名の何人たるかを問わず、会社はその善意の所持人に対し、払込の仮装たることを理由として、その無効を主張することはできないものと

解するを至当と考ふる。

もつとも、本件株式申込証拠金領収証は、Y会社の支配人たるAの作成したものであつて、Y会社の代表取締役の作成したものである。しかし、Aは当時名義上はY会社の支配人であつたが、事実上会社運営の実権を掌握し、その全業務を代行していたものであつて、右の領収証の作成も当時のY会社代表取締役を代理していたものと考えられる。したがつて、右の株式申込証拠金領収証は、ひつきよう、本件株式の引受を擬制される当時のY会社代表取締役により発行されたものといつてさしつかえない。

【評釈】判決の結論には賛成であるが、その理由づけには全面的に不服である。

判旨は、「見せ金」による払込を無効と見るところから、本件新株がいわゆる失権株となり、しかも新株発行による変更の登記がなされているために本件新株について取締役の引受擬制(商法二八〇)が適用され、Y会社の取締役が連帯払込責任を負つたものとする。そして、本件払込金領収証がその取締役の払込責任に対応するものであるとし、そうだとすれば本件において右取締役が株金の払込をなした事実はないから、本件払込金領収証は架空の領収証であることになり、原告Xは右のごとき架空の領収証を転得したものとなる。そう認められた上で、判決は、いわば禁反言的に、会社はその架空の領収証に対する善意の所持人に対し、払込の仮装であることを理由として、その領収証の無効を主張することができないと解しているの

である。

たしかに、払込未済による失権株式が存する場合にも、代表取締役が不実の登記をした場合には、第三者の保護のため、その登記の効果として取締役は共同引受が擬制され、それゆゑ連帯払込責任を負うことは商法の明記するところであると考へられる。そして、このことによつて、右の払込未済の部分についても、払込期日から新株発行の効力が生じるものと解すべきであらう。東京地方裁判所昭和三〇年六月一三日の判決(下級民集六卷六)は、「商法二八〇条ノ一三にいわゆる引受のない株式とは、当初から引受のない株式ばかりでなく、引受人の払込がなかつたために失権した株式をも包含するものであるが、これらは同法条の規定にもとづき、すべて取締役が共同して引き受けたものとみなされるのである。そうして、この場合においては一般の場合の例外をなして取締役等において、払込期日に現実に払込をしなくても失権しないと解されるので、すでに新株発行の登記がなされた以上、もはや払込のないことを理由としてその発行の無効を主張することはできない」と判示する。同条の立法趣旨からして、賛成である。

そこで、もし「見せ金」による払込を無効と見て、従つてその部分について新株が失権したものと見れば、本件株式につき、取締役が共同で引き受けたものとみなされ、連帯して株金を払い込むべき責任を負ふこととなる点は、首肯すべきこととなる。

しかしながら、右のごとき効果は、代表取締役のなした不実登記から生ずる法定効果であり、しかも共同引受擬制・連帯払込責任は

取締役たる地位について生ずるものである。従つて、取締役が右の責任を履行しない限りは、それは会社に対する取締役の固有の責任として遣べきものであり、架空の領収証のごときものは会社に対しては何らの意味ももたない。

失権株についても、新株発行による増資の登記がなされた限り、払込期日から新株発行の効力が生じるものと考えられる立場に立てば、取締役の連帯払込責任とは別に、すでに効力を生じている新株の譲渡ということも考えられないわけではないけれども、その場合にも、実体の存しないところの無効の領収証などによつては、会社に対する対抗力をもつて流通され得べくもない。

判旨は、右の点につき、払込義務を有している取締役がみずから架空の領収証を発行した場合には、会社は善意の第三者に対し、株式の取得につき、対抗し得ないと解すべきであるとしている。しかしながら、株金払込責任をめぐつては、会社と取締役とは、権利・義務関係における反対当事者の立場に立つ。もし、問題となつていゝる無効の領収証が、払込義務者である取締役が勝手に作出した偽造のものであれば、そのようなものが会社に対して効力を有するいわれはなく、また、会社が架空の領収証を作成・発行したものであれば、その場合における禁反言的な責任は会社自身の負うべきものであつて、取締役の引受（擬制）をなした株式につき会社が名義書換をして、いわば他人の犠牲において自己の禁反言的責任をのがれ得るいわれはないものといわなければならない。

さらに、本件株式の実質引受人は、名義はどうであれ、訴外Aで

あることは判決の認定するところであり、そして、本件領収証は、その実質引受人であるAに宛てて発行されたものであることはあきらかである。取締役の共同引受擬制は、取締役の地位につき生ずるものであるから、登記の完了によつて払込期日から効力を生じているところの本件株式は、取締役の共同株式の管である。それゆゑ、今かりに、払込義務を有している取締役がみずから架空の領収証を発行した場合には会社は善意の第三者に対し株式の取得につき対抗し得ない、とする判決の立場を容認して見ても、実質引受人宛ての領収証によつて、その転得者に対し、それとは名義の異なる取締役の共同株式の名義書換を会社に命ずることは、不当というほかはないであらう。

この点、判旨は、「かかる取締役がたまたま自己名義を用いず、当初の引受人名義を使用して株式申込金領収証を発行したとしてもその理はあたかも他人名義で株式を引き受けたとひとしく、これを当該取締役にあてた株式申込証拠金領収証と解して毫も差し支えがない」としているが、本件において領収証が実質引受人であるAに宛てて発行されているというのは、単なる形式的な名義の問題ではなく、実体的な事実の問題なのである（形式的な名義は、Y会社社員であつて、Aではない）。このような論理がかりに許されるとすれば、その場合に取締役の引受が擬制されている株式と領収証との対応関係は、どのようにして特定され得るものであらうか。もし、取締役の引受が擬制されている株式数よりも多くの架空領収証が発行された場合、会社はどの領収証に対し名義書換の責任を負うのか。

さらに、領収証の発行権限は会社の代表機関の手にあるのに反し、引受は取締役が共同してこれをなしたものとみなされるのであるから、判決の論理を以てしても、架空領収証の名義人は発行者であるに留まり、その領収証が取締役の共同株式と対応し得べきものではない。

申込証拠金領収証ないしは払込金領収証は、事実の証拠書面にはかならないが、それが商慣習として流通し得る所以は、それが実務上払込取扱銀行の手を経て発行されるという事実の有する信頼性にある。本件においても、訴外Aは、本件申込証拠金領収証の発行にあつて、いわゆる「見せ金」の操作をなしている旨認定されているのである。すなわち、Aは、Y会社の発行する新株のうち引受がなされなかつたものすべてにつき、Y会社社員の名義を借りた上で、みづから引き受け、A自身がいわゆる「見せ金」によつて払込をなしたために、社員名義の株式申込証拠金領収証が発行されるにいたつたものである。

「見せ金」による株金払込の効力については、周知のごとく学説に对立があるが、最高裁判所の判例は、これを仮装の払込として無効であるとする<sup>(昭和三八年一月六日第二小法廷)</sup>。本件判決も右の立場に立ち、Aの「見せ金」による払込を無効の払込とし、社員名義の株式申込証拠金領収証をもつて、Aの引受の失権にともなつて生じた共同引受擬制にもとづく取締役の払込義務に対応する架空の領収証であるとするのである。しかし、先に述べたごとく、本件事実からすれば、本件領収証はA自身の「見せ金」による払込に対応するもの

であることはあきらかであり、この領収証が架空・無効なものであるればこそ、取締役の共同引受擬制が生ずるものである。しかしながら、問題はいわゆる「見せ金」による払込の効力にある。

本件において「見せ金」による払込がなされたとすれば、判旨からはあきらかではないが、Aがいつたん現実に払い込み、その後A自身が会社の業務執行の代理権にもついでその分を全額払い戻したものであろう。この場合に、「見せ金」による払込を無効と解する立場では、当初から払込の意思の存しなかつたことをその無効の徴表とする。しかしながら、払い込まれた株金は会社の資本を構成するものであり、それが引受人の内心的意図に効力を左右されるべきではないと考えられる<sup>(鴻・法律時報三六卷三三頁以下)</sup>。また、会社資本が払い戻されて払込資金の返済に充当されることは、まさに会社内部における業務執行上の違法行為の問題であり、関与した取締役の責任が追及されるべきことが事理に適するものといえよう<sup>(掲前・三頁)</sup>。

領収証は、株金の払込という事実に対して発行されるものであり、払い込まれた株金が会社成立後あるいは新株の効力発生後直ちに払い戻されたからといって、その領収証が架空・無効なものとなると解することは、払込金領収証が取引される商慣習の存する以上、かえつて取引の安全を害する。

すなわち、本件においては、AがY会社社員名義で引き受けた上でなしたいいわゆる「見せ金」による払込を有効と解せば、本件新株

はAに帰属すべきものとして効力を発生し(商法三〇一、条一項参照)、また株式申込証拠金領収証は有効なものであるから、それがAの手によつて流通に置かれXが適法に取得したものである以上、本件新株についてXが株主となつたものである。それゆえ、Xの請求は認容されるべきであり、その点本件判決の結論には賛成する。

「見せ金」による払込を無効と解し、そのため取締役の共同引受を擬制し、さらに「見せ金」による払込に対して発行された領収証

を、右の取締役の共同引受擬制にもとづく払込を仮装して発行されたものであるとした上で、その本来無効の領収証をもつて善意の転得者に対し株式の取得につき会社は対抗できないとする判決理由は、「見せ金」が本質的に有効な株金の払込であるのにそれを無効と解することから生ずる、信賴者保護のための無理な理論構成であると私はおもう。

(倉沢康一郎)